図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第３条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して，充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については，地方交付税措置が講じられており，都道府県及び市町村は，公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

⑧　子供や保護者を対象とした取組の企画，実施

図書館は，引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会，講座，展示会，子供同士で行う活動等を企画し，実施することが求められる。これに当たっては，対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

⑨　読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには，図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等，子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに，中学生や高校生の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び，図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信，ソーシャルメディアの活用等，インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成 27 年現在，ホームページを開設している図書館は 91.8％と平成 23 年と比べて 21.1 ポイント増加したが，メールマガジンの配信は 10.1％，ソーシャルメディアの活用は 12.6％にとどまっている[20]。全ての図書館において，インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

（３）連携・協力

①　学校図書館等との連携・協力

子供の読書環境をより充実させるため，図書館相互の連携・協力のみならず，学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し，蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に，図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し，団体貸出しや相互貸借を行うとともに，図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また，図書館は，民間団体，保健所，保健センター，保育所等と積極的に連携・協力し，取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても，子供が利用しやすい環境整備，児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに，子供の読書活動に資する行事や講座等の充実，資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国，都道府県及び市町村は，図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

②　ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は，子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており，絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入[21]等により，多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し，それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において，幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており，放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は，これらの取組とも積極的に連携・協力し，子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施，子供の読書活動に関する研修機会の提供等，地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。

（４）司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

①　司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は，児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供，読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施，子供の読書に関する

[20] 平成 23 年度「社会教育調査」，平成 27 年度「社会教育統計」（文部科学省）

[21] 平成 27 年現在，ボランティア登録制度を有する図書館は 2,316 館。（「平成 27 年度社会教育統計」（文部科学省））